

第10回神戸市会活性化に向けた改革検討会

日時 平成24年1月23日（月） 14時1分～17時28分
場所 27階第2委員会室
参加者 安井俊彦 議長（座長），池田りんたろう 副議長
（民主党）前島浩一 団長，崎元祐治 幹事長
（自由民主党）安達和彦 団長，守屋隆司 幹事長
（公明党）吉田謙治 団長，大澤和士 幹事長
（日本共産党）松本のり子 団長，金沢はるみ 幹事長
（みんなの党）高山晃一 代表兼幹事長，かわなみ忠一 副幹事長
（自民党神戸）大野 一 団長，たけしげ栄二（代理出席）
（新社会党）あわはら富夫 幹事長
（住民投票☆市民力）林 英夫 幹事長
（たちあがれ日本）北山順一

議題 (1) その他検討項目について
(2) その他

議事録（要旨）

1. 神戸市会活性化に向けた改革検討会設置要綱第2条第7項の規定により，梅田議員の代理で，たけしげ議員が代理出席する旨を報告した。
2. 事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。
3. 次回の検討会を平成24年2月23日（木曜）午後2時30分より開催する旨を報告した。併せて次回は，議会基本条例の骨子案について検討することを確認した。
4. 座長試案の中間まとめを報告するとともに，今後この内容で進めていくことを確認した。
5. その他検討項目（34項目）の協議を行い，別紙（第10回神戸市会活性化に向けた改革検討会（24.1.23）項目別方向性）のとおり確認した。

なお，その際，次のような発言があった。

1. 執行機関に対するチェック機能の強化

⑦予特・決特での大部局の審査日程の拡大（2日間）について

（安井座長）これについては，過去の議運で現行どおりでよいとの結果が出ているが，導入の方向である2会期制にもかかわることであり，運用面での細部については議運等で詰めていくことになったことから，その際にあわせて検討したいがどうか。

（「異議なし」の声あり）

（崎元議員）現在は第1から第3分科会まで分かれて審議・審査するわけだが，総括質疑は1日で済ませている。その時間配分も1から3という非常に大項目があるのに民主党なら55分と非常に短い時間で総括をしなければいけないということから，それぞれの分科会ごとの最終日にそれぞれの分科会の総括をしたらどうか。3日間にふえるので市長部局が対応できるのかどうか，非常に難しい課題も残るが，そうした方がより深い審査ができるのではないかと考えるので，その辺も含めて議運で検討していただきたいと思う。

（安井座長）総括質疑の場合は当局も呼んでいるため，当局とのすり合わせも必要かと思う。しかし，確かに2会期制に合わせてそういう変化も十分考えられると思うので，この点も含めて議題と

して議運にお願いしたいと思うがどうか。

（「異議なし」の声あり）

⑧常任委員会の開催日程の増について

（安井座長）昨年3月の議運で少なくとも月1回開催していくことが決まっていることから、当面その方向で進めていくということにしたいがどうか。

（「異議なし」の声あり）

⑨常任委員会資料の1週間前配付について

（安井座長）これについては、昨年3月の議運で3日前配付から3開庁日前に改善したところであるが、新たな費用が発生するものではないので、何日前までの配付が可能なのかを事務局に検討させたいと思うがどうか。

（崎元議員）以前から3日前であり、これでも別に支障はないのだが、できればもっと議論する時間を確保できないかということで1週間前ぐらいに配付していただきたい。陳情・請願も今まで3日前まで受け付けをしていたようだが、これも会派でしっかり話し合いをしたいという思いから、同様に1週間前までの受け付けにいただきたい。これによって市民が混乱するかもしれないが、周知徹底をすることで課題解決が図れるのではないか。

（守屋議員）今は、資料の配付は開庁日の3日前だが、できるだけ早く配ることにこしたことはない。1週間にはこだわらないが、事務局及び当局には努力をしていただきたい。請願・陳情についても、3日前締め切りだと少しせわしない。当局も資料をつくって私たちに説明するのもしぎりぎりであるので、この辺は改善すべき余地があると思う。

（松本のり子議員）常任委員会資料の1週間前配付は、これまで言い続けているのでお願いしたいが、請願・陳情の話は別だと思う。常任委員会資料の配付についての議論だけにいただきたい。

（安井座長）新たな項目というより、委員会資料の問題であり、議会として当局に対してどうするかということであるので、ここで議論をする。

（崎元議員）これはある程度連動している問題だと思う。3日前に当局や私たち議員に届くということで、時間的に本当に厳しい。全然話し合いもないまま会派として常任委員会に臨むというケースも今までもあった。だから、余裕を持ってやっていただきたい。ただ、周知・徹底はするべきだと思う。

（あわはら議員）当局の資料の1週間前配付は前から言ってきたので、それはお願いしたいが、請願・陳情は、市民の陳情権・請願権があると思う。例えばその1週間の後にどうしても陳情しないといけない緊急の課題ができて、実質1カ月待つて議論をしないといけなくなる。また、それまでに結論を出しておかないといけなくなるような問題も出てくる可能性があると思う。こちらの機能の問題もあり、委員会当日の朝に持って来られても困るので、そういう意味で3日という1つの線引きをしている。その線引きを越えるとなると、請願権・陳情権を侵すことにならないのかという気がする。それは分けて考えるべきだと思う。

（吉田謙治議員）請願・陳情の話は新たに出てきたことなので、まず資料については基本的には市会運営委員会で決まったとおりでいいのではないかと。ただし、当局から出る議案、あるいは陳情・請願等も含めて形式的に3日前であればとか、原則最低限度は当然あると思う。だから、議運で3日前ということになっているので、我々はそのルールで現行はよいのではないかと。ただ、議案であれ、陳情・請願であれ、内容を検討するとか、議論の準備をするということについて、もう少し時間があつた方がいいというような状況もあると思う。そのために市会運営委員会があつて、

個々の具体の案件について判断したらいいことではないかと。形式基準的なルールをここで決めなければいけない必要はないのではないかと思います。結論としては、市会運営委員会で決めている3開庁日前でいいのではないかと。

(前島議員) 先ほど市民の請願権・陳情権という話が出たが、当然それを侵すことは許されないことだし、当たり前のことだが、それが3日が1週間に延びたら、請願権・陳情権が侵されるということは、最初の周知徹底の期間は多少そういうおそれはあるが、緊急の話というのは陳情でも請願でも——特に請願は議員の相談が要るわけで、それを含めると果たしてそんな3日前に飛び込みみたいな形のを当然許さなければいけないという話よりは、その内容についてしっかりと精査をする、あるいは審議をするためのそれぞれの会派での検討の時間も当然必要だと思う。3日前だとしても会派内で十分な議論ができないおそれがある。1週間には土・日も入り、その間に議員総会等で会派の意思を統一する、あるいは意見を集約する機会も必要である。議運で決めた3開庁日前は基本で、今まではそうだったが、少し幅を持たせても、特に請願や陳情、議案の中身によっては濃いものも含めて議論を要する時間を確保するということで変えていってはどうか。

(大野議員) 別に今不都合を感じていないので、特に変更する必要もないと思う。陳情・請願も今までどおりでいいのではないかと。

(たけしげ議員) 各区の議員が陳情・請願があった場合に、議員総会でやっているのも今までどおりでいいと思う。

(吉田謙治議員) 少し幅を広げて考えると、会期の問題ともかかわってくる。これまでだと、年4回の会期中でいろんな議論をすることが前提で、それぞれの会期、一番長くて予算・決算をしているときでも、これまでの慣例では常任委員会を2回開いており、そういうことを前提に陳情や請願、あるいは議案等も含めて出すべき日はいつまでなのかをこれまで考えてきたわけである。議案等については、先ほども言ったとおり原則3日前でいいのではないかと思います。内容によって非常に難しい問題であったり、会派の意見集約が難しければ、当然ながら議運で議論するなり、あるいは担当委員会で議論するなら、一定の時間をあけることが必要だろうと思う。それは陳情・請願でも同様で、会派としての意見をまとめるのに3日前というのは、やはり難しい問題が昨今ふえているように思う。総務財政委員会では所管事項のないものも扱っているわけで、所管事項がないということは、聞くべき当局もおらず、我々自身が調べて議論・検討するケースも出てくるわけである。そうになると、突然出てきて3日後に委員会で聞くべき当局もない中で議員同士で検討しなければいけないときに、会派の中の意見を3日間の中でまとめられるのかと言えば難しい場合が出てくることも当然想定される。2会期制ですということであれば、できるだけ余裕というか、時間的にフリーハンドが持てる状況になるのなら、例えば3日前に出されて、これは無理ということになれば3日後の常任委員会でしなくてもいいと思う。当然、陳情・請願の権利を尊重しなければいけないが、一方で我々が検討する時間も要るわけで、そのためにできるだけ時間的に余裕のある形にしておけば、十分対応できるのではないかと。余り形式的に3日前とか1週間前とか決め込んでしまうと、どちらかがこぼれてしまうのではないかと。そういう意味では市会運営委員会で検討いただいたらいいのではないかと。会期も2会期になれば、議会の会議の設定そのものも大きく変わってくるだろうし、余りここで3日前とか1週間前ということにこだわらなくてもいいのではないかと。両方の必要性を満たす必要も当然あると思う。

(高山議員) 今までの経験では、3日前に出てきて、現地を見たいとか、周辺の人意見を聞きたいというときに制約があったのは事実である。審査する立場からすれば、1週間あった方が本当は

ありがたい。ただし、市民の権利と言われると苦しいというのはあるが、原則1週間とかと決めた方がいいのではないかと。現に弊害があるということなので、一度1週間にしてみてもいいのではないかと考える。

(北山議員) 現状のままでどんな弊害が出てくるのかを考えていくときに、今までそれほど窮屈さを感じたことがない。これからは2会期ということなので本当に重要で緊急性のあることであれば、随時開催もできる。現状のままでいいのではないかと。

(林議員) 現行でこれまで困ったということにはなかったが、できれば1日でも早い方が議論の時間や現地へ行く余裕ができるので、どの程度可能なのかを当局で調べていただいて、その上で一律的にこうだということではなく、3日より少し早められるのであればその方がいいという程度の認識である。

(安井座長) 常任委員会資料の1週間前配付は当局も費用の発生するものでもないため、できるだけそういう方向にしていきたいと思う。請願・陳情について、駆け込みのような形で持って来られた場合、議員の数の多い会派は、それに対しての取りまとめ、あるいは実地視察に大変時間がかかるので、1週間前の締め切りにしてほしいという気持ちもわかる。また、吉田議員の言われたように、2会期制であるので次の常任委員会に必ずしもかけなくても、もう少し延ばしてということも技術的には考えられる。請願・陳情については、まだ議論を深める必要もあると思うので、議運の場でもう1度論議してもらおうこととしたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑩外特委の審査対象の拡大(出資比率25%以上)について

(安井座長) 過去の議運で出資比率が50%未満の外郭団体等については、地方自治法上、出資団体等に対する市長の調査権が及ばないこともあり、審査対象としていないが、昨年末の自治法施行令の改正で25%以上50%未満の団体にも条例で定める場合は対象にできることとなった。これにより審査対象団体がどの程度拡大されるのか、また拡大する場合、審査日程をどう組むのかといった精査が必要であることから、議運等に検討の場を移したいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑫議員控室への音声放送について

(安井座長) 過去の議運で必要ないとの結論が出ているが、今回の危機管理センターの整備に伴い、若干の機器調整により庁内ケーブルテレビの空きチャンネルを利用して議員控室を含む本庁舎内へ本会議場の映像を放映することは可能となっているためこの項目は解決済みとしたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑬液晶プロジェクターの設置(当局説明と議員質問の説明補助具)について

(安井座長) これも過去の議運で設置費用がかかるだけでなく、委員会室のレイアウトや運営で不便が生じる面がある、またその内容が委員会記録に残らないという問題もあり、適当ではないとの結論が出ているが、他都市の議会が本市に視察に来たときには、委員会室において液晶プロジェクターを使用して当局が説明している例も多いことから、使用することにしたいと思う。なお、使用方法については議運で検討いただくことにしたいがどうか。

(崎元議員) 委員会室での使用はしたらいいと思う。ただ、本会議場でもできたら使いたいということも考えている。しかし、本会議場は上が水銀灯になっており、照明を落として次につけるとときには時間がかかる。水銀灯の改善をすればプロジェクターの使用ができるが、お金がかかると思うので、非常に難しい問題だと思っている。ただ、今後、仮に対面型の議場になり、議会側の発言は

全部理事者側の方を向いているとなったときに、手元にあるものをどこかの画面に映し出すというようなことができれば望ましいのではないかと思うので、本会議場にもできればプロジェクターや大型スクリーン、また今あるモニターテレビを利用することはできないか。

(安井座長) 常任委員会等では液晶プロジェクターを設置する方向とし、細部の使用方法は議運で検討していくということにしたい。本会議場でのプロジェクター等の設置については、⑭の大型モニターの設置とあわせて今後の検討課題にしたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) これについては、現状設置されている50インチ壁面ディスプレイでインターネット録画映像を確認するためにカメラ映像を放映することができ、この機能を活用することは可能である。例えば壁面ディスプレイの片方に発言者の映像を映し、もう片方に時計、出席議員数、残時間表示等を映すように対応できるということである。こうしたことから現状のディスプレイを有効利用する方向で検討したいと思う。

⑮対面型発言席の設置について

(安井座長) 費用面を中心に今後の検討課題とするという意見が大勢を占めているが、一問一答制を導入する方向であることから、その運用面については議運で詰めたいと考えるがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑯区政に対する発言場所の確保について

(安井座長) 区政委員会等を設置して確保すべきといった意見もあるが、必要ないという意見が大勢であることから、現状のままとしたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

2. 政策立案・提言機能の充実

①事務局の人事権について

(安井座長) 議会側が人事権を有することが望ましい方向かもしれないがクリアすべき課題も多く、将来的な研究課題と思っている。現状では、地方自治法第138条第5項に議長が市会事務局の事務局長等の任免権はあるが、人事権を持っているということではない。将来の二元代表制のあるべき議会の姿からすればどうなのかということもあるが、ここで結論を出すことは、およそ不可能であり、権限もない。将来の研究課題にしたいと思うが、何か意見があれば。

(なし)

(安井座長) 座長としての意見を申し上げておきたい。今、当局から有能な人材を議会に送っていただいて、それを議長が任命して議会運営を助けていただいているのが現在の事務局の形式であるが、将来、議会ですういった人を採用する、あるいは神戸市会だけでなく、関西連合的な集合体があれば、議会がすべて独立性をもってやっていくといったような、そういう専門性を擁した人事の配置も考えられることではないかと思う。それだけ市会事務局の専門性は必要であり、今後、議会として政策を打ち立てていくためにも、そういう人事権にも関連してくることだろうと思うので、言及しておきたい。

⑥議員の資質向上（研修会等の開催）について

(安井座長) 今後も研修会等を積極的に開催するという方向でいきたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑦行政調査（常任委員会・特別委員会）のあり方について

(安井座長) 現状どおりでよいという意見が多いことから、必要な見直しについては常任委員長会

議等の場で検討してはどうかと考えるがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑧政策討論会・政策研究会等(法定外合議体)の設置について

(崎元議員)三重県で実施されているが、三重県の場合は、いろんな形で統一会派が組みやすい状況にあるので実施は可能かとは思ふ。神戸は、会派の意見がさまざまであることから非常に難しいと感じるが、こういう政策討論会や研究会をすることで議員の資質が向上し、それを市民に還元できるという非常にいいものであるので、できればやっていきたい。ただし、現状では非常に難しいことから、設置すべきとは思ふが、余り積極的ではないという非常に言いにくいがそういう感じである。

(守屋議員)結論から言って必要ないと思う。三重モデルという部分があると思うが、あれが成熟した形かどうかは別として、政令市という大都市には政党を基盤とした会派が多くあり、会派の存立の基盤が余りにも違い過ぎて現実的ではないのではないかと。自民党としては必要ないとさせていただきたい。

(吉田謙治議員)具体になぜこういう話が出てくるのかよくわからない。全体のマトリックスを見ると、なるほどそうなのかとも思ったが、余り積極的になれないのは、法定の特別委員会や常任委員会でやらずに別でする理由がよくわからない。むしろ特別委員会・常任委員会の活動を活性化させるためには、政策討論とか政策研究を委員会でする方がいいのではないかと。市民や専門家を交えて我々議員が一緒になって議論・検討する場を何らかの必要性があつて設けるのなら、それは根拠条例があろうが、なかろうがすればいいことではないか。つまり、議長主催で行っている議員研修会の拡大版でも構わないのではないかと思うので、特段こういう法定外合議体というのが——合議体と書いてあるが、合議する必要がそもそもあるのか、合議する必要があるなら委員会ですればいいし、意見交換で済むならいつでもどこでも自由にとということなので、ここに項目として上がっている意味合いがもうひとつよくわからない。必要ないのではないかと思う。

(金沢議員)私たちも必要性は余り感じない。今ある委員会の中で、必要な議論であれば行うことは十分可能だと思うし、市民が傍聴していただく中で行えばいいことだと思う。

(かわなみ議員)みんなで学習・検討することは大いに賛成だが、やはり政策とか考えが違って会派を組んでいるので、具体的にどういうものを検討するのかというのがある。ただ一方で、先日、民主党さんから副首都を関西に持ってくる会の案内をいただいたが、やはりそういうのに興味を持つ人もいると思うので、個別にしていけばいいと思う。

(大野議員)いろんなことをみんなで議論することは、すごく大事だと思っており、今の常任委員会や特別委員会は、基本的には各会派と当局との議論である。そんな中で、例えば共産党さんが質問をされて、共産党さんの考え方に対して、こういう考え方はどうかというような、そういう議論の場は本当はない。そういう積み重ねをしていく中で——もちろん言われているとおりの政策が違うから違う会派になっているのであって、意見が合うはずはないと言えればそれまでだが、やはり一歩二歩と進んでいく中で新しい可能性をつくっていかないと改革にはならない。この改革検討会で液晶画面をどうするか、席の構え方をこうしようとか、そんな議論をするためにこの場所に来たつもりはない。もう少し議会全体として、市長当局とどういう対応をするのかとか、議会として本当に意見がまとまらないでそれで済ませてしまうのかとか、そういうふうに思い込んでしまったら、もう改革にはならない。イデオロギーがだんだんなくなってきている時代だから、そういう意味でも、例えば産業振興と福祉のどちらにこの20億円を使うのかという議論を実質的にする場所をつく

っていただきたいというのが必要だと思う理由である。

(あわはら議員) 今回の議会改革でいうと、二代表制があって首長に対して議会がどうしていくのかと。三重県の議会基本条例では、自治体議会として会派の壁を超えようということを非常に強調している。確かに国政レベルの問題に対する見解の相違はなかなか克服できないわけで、そういう意味で会派ができているのだが、住民の自治を代表して私たちがどういう政策を考えるべきかを議論した場合に、一致できる部分はいっぱいあると思う。そこでもう少し掘り返していけるところを会派を超えて、常任委員会で例えば議案や請願として出されたものをどう議論するかではなくて、1つの課題をみんなで議論して、先ほど出ていた議長の職員に対する人事権問題を議論するとか、そういうところではかなり一致できる部分もあるのではないかと。一致できることは実施していこうではないかと。国会と地方議会との違いはここにあると思う。地方議会というのは、住民自治の代表であるので、そこで一致できる議論なり課題を整理していくのをこの場ですればいいのではないかと。私は積極的にこれを展開していくことが地方自治、二代表制を確立していく上では非常に重要ではないかと考える。

(林議員) そのとおりだと思う。議会改革をいうならば、ここに踏み込んでいかないと余り意味がない。従来の常任委員会や特別委員会の形で、当然いろいろと審議してきているが、どうしても縦割りの部分がある。具体的に言うと、これまで各常任委員会で子育てのあり方についていろいろと議論し、それについて、子育ての特別委員会をつくるべきだということを何人かの議員に話したことがあったが、議会としてはまとまらなかった。そうこうしているうちに、当局は新年度からつくる方向になっており、それで言うと、議会の方が後塵を拝しているわけである。どうしても常任委員会とか特別委員会で横断的な話が十分にできないならば、こういったところで議論をしていくと。そこに市民の意見を入れていくことが改革の肝だと思うので、議会基本条例をつくるならば、ぜひともここは担保しておくべきである。具体的にどういう事案が出てくるのかは後日の問題だと思うが、これを担保しなければ改革にならないと思う。

(北山議員) 政策討論会・政策研究会等は、当然必要なことだと思うので、基本的に大賛成である。実際、何を討論するのかというテーマが一番大事である。そのテーマを決めるときにどういうふうにするのか、議運だけで決めてしまうのかという問題はあるが、こういうことについて検討していこうという方向性は正しいと思うので賛成である。

(かわなみ議員) 個別に案件が出てきたときに、そういう場をつくって、こういうことを討論したいと、どこかの政党がまず中心になってするのもいいし、あるいは声かけして、ほかの政党と一緒にするのもいいことだと思う。

(林議員) 例えば中学校の給食問題でもそうだが、各会派で調査や研究、アンケートなどを行っている。それは会派の利益のためにしているのではなく、中学生になる子供たちの食育あるいは食事情をトータルにどう見ていくのかということであり、これは特別委員会でも常任委員会でも出たりはするのだろうが、議会総体として研究会をつくって市民にも来ていただき、その意見をもう1度常任委員会や特別委員会に反映していくという意味合いでの研究会や討論会というのが開かれた形である。これまでの常任委員会や特別委員会は当然傍聴してもらっており、請願も陳情も受け付けているわけであるから開かれている。それ以上に突っ込まないと改革の意味がないと思っている。

(吉田謙治議員) 今の常任委員会、特別委員会の活動が市民から見て不十分だと思われるのではないかと心配と懸念があり、今、林議員が言われたことをむしろ活発に委員会でした方がいいのではないかと。そうしないと、委員会ですいていることの方が別になると、ますますその委員会で

議員間討議や調査研究等も含めて何か手薄くなってしまうのではないか。もう1つは、こういう話になると党派を超えてということが出てくるが、会派制とか党派制をどう見るかだと思う。会派とか党派制というと、あらかじめ何か決まったような考え方があって、それを乗り越えられずに、お互い議論をしなければいけないようなニュアンスがあるのではないかと思うが、基本的にはそんなにかた苦しいというか、硬直的なものではないと思っている。その会派を代表して議論・検討すると——当然ながら、会派内全員が同じ意見かといえばそうではないので、その中の少数意見もどこかで言う機会は考えなければいけないとは思いますが、議論の効率性を考えれば、今の委員会での議論の内容や頻度を高めた方がいいのではないかと。決して全体での政策研究を否定するものではないし、どんどんすればいいのだが、気になるのは法定外合議体となると、そこで物事を決めるのに法定外というのは矛盾していると思う。そういうことをするなら、議会基本条例で位置づけをはっきりさせた上で、ほかの常任委員会、特別委員会との関係を考えるべきだと思う。今ある本会議や常任委員会、特別委員会で処理できないから、こういうものを設置すると位置づけるか、もしくはもっとフリーに全議員が参加できて、全議員が物を言えるような研究会をつくれればいいのではないかと思う。三重県は保守がほとんどで、あまり違いがないため、そういうことがやりやすいのではないかと思う。いい悪いは別にして、党派制、会派制というものを背負わされているのではなくて、我々自身がそう思っているから、やはり一定程度党派制というものもベースにするのが現実的ではないかと思う。そういう意味では法定外合議体ということだけがひっかかっているもので、することは決してやぶさかではない。一方で常任委員会、特別委員会の活動をより活性化させることが大事だと思う。

(林議員) 言われるとおりでと思う。私も基本はそういう形で常任委員会等でこれまで以上に活動を広げていくことによって、もっと市民に開かれていくのだろうと思う。今回の改革の観点で言うと、こういった政策研究会を担保しながら、逆に市民のニーズをそういうところで吸収して委員会に反映していくのだろう。例えば議員削減の問題とか報酬削減の問題というのも、できればそういう研究会で議論しながら、調査資料を集めたり、あるいは市民の意見も集めながら研究していくような場も必要だろう。それは常任委員会でなかなかできるような問題ではないので、そういう場を担保できるということを議会基本条例に盛り込む方が開かれた議会へ向かっていくのではないかと。

(金沢議員) 林議員が言われたことを否定するものではないが、そういうところで調査や研究をした後、そこが法定外であり決定機関ではないというのがどうなのかという疑問がある。それと、先ほど公明党さんが言われたように、今の常任委員会で十分議論が尽くしているのかと。例えば給食の問題でも、他党派もいろいろと調査・研究をされているが、常任委員会ではそのことに一言も触れられないということもあるので、常任委員会の活性化の中でもっといろんな議論をしていくことも、議会改革という点では必要だろうと思う。

(守屋議員) 議員間でいろんな討論や勉強会をするのは当然で、私たちはそれを全く否定するものではない。あたかもこれは必要なしと言うと、今回の検討会の趣旨を否定しているように言われるのは心外である。政務調査費を活用して各種団体やNPO、企業体等も含めて頻繁に勉強会をしており、その中から新しいヒントを常にいただいている。それを議会の場でまた当局にも返していき、それを実現していこうということをしている。議員間で討論しても、私たちが知っている内容というのは、少ししかないわけで、それで1回2回はできても、続けてできるのかという問題がある。各党派がしている政務調査を常任委員会や特別委員会にいろんな形で返していくと。私たちはそう

いう方向で今ずっとしており、皆さんと合議体をつくることも大事だが、方向としてはもっと開かれた議会、会派として外部の有識者の意見を聞きながら、常に新しい刺激をいただきながら、それを有効に生かしていくということを考えている。三重県は当局と議会が一体でやっており、そういう点では非常に合理的な考え方かもしれないが、視察に行った際、それが神戸方式にすぐ変わるのには難しいという話をしたような記憶もある。しかし、それは否定せずに、将来的な方向として担保しておくというところまで行ければ一番いいわけである。先ほどの学校給食の件では、会派にとらわれずにもう少ししっかりと話をしていけるような会議もつくれるということを担保して、しかし、現状ではそこまで煮詰まっていらないし、必要がないのではないかとというのが会派としての意見である。

(安井座長) この件については、先般、委員会においては各委員相互間における討議を通じ、積極的な政策立案・提言等に努めると議会基本条例に盛り込むということで取りまとめさせていただいている。加えて、この政策討論会・政策研究会について、法定外合議体という言葉を使っているのかということには非常に疑義を感じるが、政策討論会等をするということは当検討会の抜本的なことに触れていくことだと思うので、将来の課題——近い将来に議運に送るということではなく、当検討会で時間があれば、この問題について深めていきたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑨議会資料・調査資料の電子化(キーワード検索)について

(安井座長) 必要であるという意見が多くを占めているので、その方向で事務局に検討させたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑩海外視察の中止について

(安井座長) 前回の座長試案の中で政務調査費における海外視察を認める方向となったことから、当然中止するものと考えていたが、今までどおり海外視察を残すべきという意見がある。各会派から意見をいただきたい。

(崎元議員) 政務調査費で海外視察に行けることになったので、従来の海外視察の約2,000万円の予算は、今後改革に向けて必要な議場の整備などに回していけばいいのではないかと。政務調査費を使って会派で視察に行ける、会派だけではなく、同じ目的であれば会派を超えて超党派での海外視察も可能になってくるのではないかとということをつけ加えさせていただきたい。

(守屋議員) 政務調査費で海外に行けるようになったから、今までの制度をなくすというのはおかしいと思う。まず、政務調査費で海外に行く必要はない。今まで国内、海外を分けていたことがおかしかっただけであり、今までの制度をなくす必要は全くないというのが私たちの考えである。政務調査費で海外視察に行かない方もいっぱいいると思う。もう1つ大事なのは、議会の代表として行くことも想定されるわけで、予算計上をしなくてもいいと思うが、そういうことがあれば、追加で予算を計上してもらい可能性もあるので、制度自体は残しておくべきだと強く主張したい。

(吉田謙治議員) 海外視察は、市民から見たときに市民や市政にとって本当に役に立っているのかという問いかけが課題になっている。現在の制度は、100万円の予算で4年間に1回という仕組みで非常に使い勝手が悪い。1回行って100万円を使わなければいけないわけでもないし、4年に1回と制約される必要もないので、そういう意味では現在の制度は市民の感覚から見てもどうなのかと。特に今回の議会改革は、首長と対等にいろんな施策を検討するとともに、姉妹都市提携等でも議会としての交流、あるいは議会サイドの企業誘致や交流活動などにも力を入れていくべきではな

いかと考える。そういうことからすれば、政務調査費を用いてそういう活動をすればどうかと。ただし、それだけに限ってしまうということではなく、守屋議員からもあったように、特に議会全体で取り組まなければいけない活動があるのであれば、それはそのときに考えればいいことであり、本当に市民にとって納得いただけるような活動の内容と、市政に反映する具体的な取り組みの一貫性があれば理解いただけると思う。余りしゃくし定規に海外視察は評判が悪いからやめようではなしに、海外とのかかわりをどうするかということであるので、政務調査費の範囲の中で使い得るということになれば、それで活動していくということかどうかと考えている。

(松本のり子議員) 震災後、市民所得が政令市の下から数えて2番、3番という状況の中で、先ほども公明党さんが言われていたが、市民の税金の使い方をしっかり考えなければいけない。海外視察は、行けば通訳も必要だし、交通機関にしても、これまでの海外視察を見ると、車をチャーターして行くと。そうなれば、釜山新港を見たりする中でも結局100万円近いお金を使うことになる。やはりこれは市民から見て納得できないと思うので、自費とすべきであり、中止すべきである。

(高山議員) 改革には財源確保も必要であるので、この財源を他の改革に回してはどうか。だから、従来の海外視察は廃止する。

(大野議員) 今の制度は非常にいい制度だと思っているので、特に変更する必要はない。

(あわはら議員) 従来の議員派遣による海外視察はもう必要ない。政務調査費の範囲内であれば、国内調査も海外調査もできるようにしておけばいい。あとは会派としてどう判断するかということ。

(林議員) まさにボーダレスの時代であり、海外視察は非常に重要なポイントであると思うが、あらかじめ予算を組んで議員を派遣するシステムはいかがなものか。どうしても必要ならば、特別に予算を組むべきで、調査・研究という名目ならば政務調査費の範囲内でできると思うので、従来の制度は廃止すべきである。

(北山議員) 現在の制度は残すべきだと思う。政務調査費の範囲内で行けるところはその範囲で行けばいい。会派を超えて行く、どうしても行かなければいけないテーマのときにその予算が使えるように制度として残しておくことは大事である。使わなければ返せばいいので、制度を残すことには賛成である。

(前島議員) これは議会改革検討会の大きな目玉であると理解しているが、議会改革をしていく上で、当然お金がかかるという状況の中で、例えば政務調査員をふやそう、業務職員をふやそうという意見もある。あるいは議場の演壇を新たにつくるといような設備的なコストも考えると、すべてそれらを実現しようとするれば、新たな予算を当局に求めるにも一定限度、議会も姿勢を示す必要があると思う。視察調査は国内も海外もなく政務調査費を使うということを方向として合意しているので、この際、海外調査は新たに政務調査費の使い方として残しているということでご理解を賜りたい。ほかの予算を組み出すためにも、議会の姿勢を示す意味からも理解をいただきたい。

(安井座長) 民主党さんが言われたように議会改革の大きな目玉でもあり、この制度を残すことを心配する声も聞こえてきているが、一方で制度を残した方がいいという意見もあるので、もう1度座長試案として残すかどうか考えてみたいと思う。例えば緊急かつ必要なときには、予算組みができるといったような方向で一度考えていきたい。

(守屋議員) 自民党としては議員総会も開いて検討し、制度としては残すべきだという意見であるので、事後策というわけではないが、いろいろと検討しようとするのであれば、そのときにこの結論を出すべきではないか。今の座長の意見は、制度を廃止するという意味ではないのか。

(安井座長) 制度を廃止する方向で考えてみたいということであるが、海外視察をしなければなら

ない重大な問題が生じたときには、予算組みができるような仕組みを残したい。できるかどうかは事務局と相談してと思っている。きょうは決定せず、座長試案として一度考えてみたいがどうか。

（「異議なし」の声あり）

⑪市会業務職員配置基準の見直しについて

（崎元議員）私たちの会派は議員が14名おり、業務職員は1人で、もう1人は会派で配置している。業務職員が1人ふえることにより、議会活動が活性化できるのではないかと思うので、政務調査員と同様の配置基準にしたらどうかと思う。

（安達議員）やはり人数によって仕事量の増加、あるいは減少ということも出てくるので、政務調査員と同じ配置基準にするべきではないかと思う。

（吉田謙治議員）基本的には各会派の判断だと思うが、かつてこの政務調査費のあり方を議論したときに、政務調査費は本来調査に使うお金で、その政務調査費の支出のほとんどが人件費では困るので、当然そういう内在的な制約を踏まえた上で各会派で考えればいいのではないかと思う。

（金沢議員）各会派の自主性に任せるべきだと考える。政務調査に携わっている事務員は——会派で雇用できる事務員の数は2人以内となっているが、現状より悪くすることは容認できない。我々は、この事務員も含めて政務調査活動をできるだけ吏員に近いところでやっという立場である。委託は余り使っていないので、ここを減らされると政務調査活動に支障を及ぼすことになるので、各会派の自主性に任せていただきたいと思う。

（高山議員）政務調査員と同様でいいのではないか。大会派は、それぞれの業務がまた生ずることもあると思うので、そういう見直しでいいのではないかと考える。

（大野議員）現状で了と書いているが、これは間違いである。政務調査員と同様ということで、みんなの党さんと同意見である。

（あわはら議員）我々も何か勘違いしていたようである。各会派の自主性に任せるという考え方でいいと思う。

（林議員）基本的には各会派の自主性ということを考えながら、職員全体の削減の流れがある中で、どの程度一般的に合意が得られるのかも含めて、慎重にこの問題は考えるべきである。

（北山議員）各会派の自主性に任せることが一番大事だと思う。ただし、4人以下はゼロで5人以上で1人という考え方はおかしいと思う。会派に最低1人はつけるべきだと思う。だから、5人から9人までは2人にして、議会機能を向上させるという意味からも4人以下はゼロをまず改める必要があると思う。

（前島議員）幾つかの会派が自主性ということを言われたが、自主性というのは、政務調査費の使い方についての自主性なのか。議会業務職員の配置を各会派に任せるというのは、お金的にはどこを基準に考えて——今は政務調査費とは別に議会費の中で出されていると思うが、自主性とは、どうしようと言うのかわからない。

（金沢議員）会派で雇用できる事務員の数をこれ以上減らすということは容認できない。

（安井座長）それは全然意味が違う。政務調査費から出すのではなく、議会費として、先ほどの海外視察の予算などいろんなことを削減しながらという意味である。

（金沢議員）それであれば、政務調査員と同じように5名以上15人未満は1人という現状でよい。

（あわはら議員）意見を元に戻しておく。業務内容を検証した上で判断をしたらどうか。

（林議員）基本的には現状ということで。業務職員の基準を緩和してふやすことは、トータルでの職員削減の流れの中で慎重にしないとだめである。

(安達議員) 要は、議会の力をアップする——全体として力をつけていこうという中で、確かに一方で、予算の削減ということはあるが、必要なものは必要としっかり言っていないといけない。余りそういうことを言っていると、政務調査員も現状でいいのではないかと。やはり1人1人の仕事量を考えても、これはいわゆる事務補助員ということであっても、政務調査員と同じにするべきではないかと思う。

(吉田謙治議員) 私も誤解していたので改めて事務局に確認したい。市会業務職員は政務調査費ではなく、議会費から給料を支払っているということだが、仕事は我々の指示命令で何をしてもらってもいいのか。

(事務局) 市会業務職員の交付金要綱があり、そこに業務内容を載せている。その内容は、来訪者の取り次ぎその他の対応、電話の取り次ぎその他の対応、本会議場及び委員会室の開催準備、議員団室と事務局との連絡、前後に掲げるもののほか議員団室の管理に関する業務と規定している。

(吉田謙治議員) 政務調査活動を手伝わせることはできるのか。

(事務局) 手伝い方はいろいろだと思う。例えば取り次ぎの一環の中で、全くそのものの政務調査活動ということではないかと思うが、そういう一部業務の中で取り次ぎとか対応、それから議員団室を管理する中で、先生方に政務調査活動に専念していただける体制をとっていただくこととか、議会全体で本会議や委員会の準備を事務局からの依頼という形で手伝っていただくといった業務に分かれているかと思う。

(吉田謙治議員) 自主性でというのは会派で雇用している人のことかと思っていた。我々のいろいろな活動を積極的かつ強化していこうということからすると、市会業務職員の増はプラスにはなると思うが、我々の活動をさらに内容面も含めて強化していこうとすれば、政務調査員をふやしてもらった方がありがたいと思う。減らすということはいけないと思うが、そのところは少し誤解していたので、できれば改めて会派でも検討させていただければありがたい。

(守屋議員) 以前は、市職員が各会派に派遣されていたが、人件費・経費の削減で市職員を引き揚げて、各会派に業務職員のアルバイトを派遣していたと思う。そのときの業務内容に関する要綱と今の要綱は一緒なのか。

(事務局) 市職員から委託職員になった時点と今とでは基本的に業務内容は一緒である。市職員の場合は、特に要綱は定めていない。

(金沢議員) 今の配置基準を教えてください。

(事務局) 所属議員が15人未満の会派は1名、15名以上の会派は2名を配置することができるとなっている。

(大野議員) 政務調査活動でアンケートの封書詰めを業務職員にさせてもいいのか。政務調査活動に関連している作業だが別に使ってもいいのか。

(安井座長) 今の課長の答弁では別に構わないと感じたが、業務を円滑に進めるための補助作業ということなので。

(事務局) 電話とか来訪者とか郵便物の取り次ぎなどはしていただいていると思う。

(安井座長) この問題については、政務調査員並みにしようとするならば新たに議会費として計上する必要があると思うので、次回の研究課題ということでお願いしたい。

3. 市民参加の積極的な促進

① 託児所の設置について

(安井座長) 休日あるいは夜間議会との関係もあるため将来的な検討課題としたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

③請願・陳情 口頭陳述方法(資料等での掲示説明の承認)について

(安井座長) 過去の議運で口頭陳述制度のない議会が多い中で、本市では口頭陳述を認めていること、あるいは請願・陳情は提出された書面に基づく審査が基本であることから、資料等の掲示を認める必要はないとの結論が出ていることから、認めない方向としたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

④請願・陳情 審議未了の本会議での経過報告について

(安井座長) 過去の議運で審査未了となった請願については、会議規則により委員長は議長に対して審査結果報告ができない制度となっているため、本会議場での経過報告の代替措置として市会運営委員会でその旨を知らせるとともに、請願者本人にもその旨を通知しており、今後もこのような方向で進めていきたいと思うがどうか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

(松本のり子議員) 請願は本会議で委員会に付託する。本会議に上程されたものは最後まで本会議で意見を決すべきである。

(前島議員) 公明党さんが書かれているとおり、市会運営委員会で検討結果があり、そこで一定の方向づけがされている。現状で何か大きな問題はないので現状でよい。

(松本のり子議員) 納得いかない。

(安井座長) 納得いかないということで、また議運の場で……。

(松本のり子議員) では議運の場でもう1度。

(北山議員) 直接このテーマとは関連しないかもしれないが、国への意見書提出を求める請願・陳情が採択されて、議長から国へ意見書を提出した後の報告が一切ない。以前は各委員会が採択した意見書を持って東京へ行っていた。今は郵送になり、その後どうなったかは何ら報告がない。審査した我々も陳情・請願してきた人に対して、国のこういう委員会で取り上げられたとか、取り上げられなかったとかという報告ができない。この辺については、どう考えているのか。

(安井座長) 各常任委員会が東京へ持って行くという例は非常に少ないと思う。議長から政府あるいは関係機関に送付したという報告はしているが、その結果、どのような反応があったか、どういう経過をたどっているかということまではしていない。

(北山議員) 近年、採択した意見書をその委員会が持って行ったという例はない。昔は持って行き、向こうで課長なり部長なりと会って話をし、向こうの対応についても一応報告をその場では討論できた。ところが今は郵送しているので、その意見書がどういうふう処理されたか、我々は報告を受けていない。陳情・請願を出してきた人にその後の経過について報告ができないことになる。

(事務局) 震災復興等で国に対する要望等については当時の復興委員会等で正副議長も含めて、行かれた経緯は、平成12年以前にあったことは承知をしている。ただ、それ以降については、他都市もおおむね郵送しているのが実態である。したがって、北山議員が言われている時代については議会での報告活動ができていたかもしれないが、郵送という状態の中で報告すべき内容はない。正副議長が行かれるのか、またその意見書等に要望活動が含まれているのであれば、それをどう処理するのか、議論いただいた結果として、何をどこまでするのかが決まってくると思う。

(北山議員) どこの議会も審議をして採択した意見書を郵送している。しかし、全国の自治体がそれに対してその後どうなったのかを聞かないで、そのままにしているのかということを知っている。神戸市会から全国の市議会に向かって、その後の報告を求めるべきだと思う。

(安井座長) 常任委員会で決議したものを各省に持って行ったり、あるいはまた関係方面に陳情したり報告したりという例はほとんどなかったと思う。ただし、本会議場で決議したものについて、議長がそれを持って行ったという例はあるが、その結果どうなったかということについて、常任委員会で関係各局長に聞くということはあったように思う。

(北山議員) 調べていただいたらわかるが、東京へ常任委員会のメンバーがそういうものを持って行っていた。事務局で調べて報告していただきたい。

(安井座長) 事務局で調査して、また議論すべきことがあれば議論していければと思う。

(北山議員) 本来は、どういう処理をされたのかということについては報告を求めるべきだと思う。出しっ放しで、採択した後は知らないということでは困る。

⑤請願・陳情 担当部局がない場合の意見決定の前倒しについて

(安井座長) 過去の議運で委員会においては、本会議で付託された議案の審査を最優先させるべきであり、また特定の請願・陳情を特別扱いすることは適当でないことから、現状どおりでよいとの結論が出ていることから、現状どおり進めていきたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑧傍聴者配付資料の改善について

(安井座長) 過去の議運で傍聴者には議事日程や協議事項を配付しているほか、会議資料についても傍聴受け付け開始時刻以降、市会図書室で閲覧でき、また希望者は一時貸し出しの上、コピーも可能であることから現行どおりでよいとの結論が出ている。なお、会議資料は現在、市会図書室から一時貸し出しせずとも市政情報室でコピーできるようになっている。そのため結論としては現状どおりとしたいがどうか。

(かわなみ議員) 例えばPDFファイルにして、前日に神戸市会のホームページにアップすることで、傍聴者がiPadやiPhoneで情報を取ることができる。費用もかからない。隠すことでもないし、前日にアップすることは難しいことではない。

(事務局) それで了とされるのであれば、そういう対応は可能である。あとは体制上の問題等を詰めるのみであるので、お決めいただければその指示に従いたい。

(安井座長) そういう方向で検討するというので、細部はまた検討させていただきたい。そういう方向づけはしておく。

(松本のり子議員) 議員配付資料は貸し出しでコピーも可能ということだが、コピー代は傍聴者が払うのか。

(事務局) 傍聴者の負担でお願いしている。

(松本のり子議員) そうならば、議員配付資料をそのときに配付するべきだと思う。また配付すべきだという意見が複数の会派からもあるので、もう少し検討していただきたい。

(あわはら議員) 基本的には議員と同じものを配付してほしい。なぜかと言うと、質問するときに、資料の何ページにこういうことが書いてあるという質問も結構多い。傍聴人は資料を持っていないので、具体的にどんな質疑が交わされているのか理解できない。またそういう苦情も多い。これから開かれた議会で理解していただける議会をつくっていこうとするなら、資料配付は最低限行われるべきではないか。ただ、先ほど言われたように、たくさん来られて、報告書は分厚いものもあるので金銭的に大変ということなら、みんなの党さんが言われたようにPDFファイルにして、事前にその資料が手に入るのであれば、我々も傍聴者にそれを徹底させて来てもらうという手段もとれるので、今すぐに無理であれば、PDFファイルから始めてもらうということでもいいのではないか

と思う。

(事務局) PDFファイルにすることは、私どもの準備ができ次第、あるいは当局と資料のやりとりができ次第、可能であると思う。今回の議会改革は先行的に傍聴者に資料を紙配付しているが、結果的に余る場合がある。要はむだなコピーをたくさんすることになるので、当面このPDFファイル化でよければ準備をさせていただくが、紙配布ということであれば、議論いただいた上で何部用意するのかを決めていただかないことには、本会議場は最大140部、委員会は40部用意する必要がある。そういったことを考え合わせてお決めいただければと思う。

(安井座長) みんなの党さんの言われたPDFの方法で当面いくということによいか。

(「異議なし」の声あり)

⑩議会の広報・広聴の活性化(市会だよりの議員も入った編集体制等)について

(崎元議員) マスコミ経験者や新聞社のOB等が第三者として入っていただいて編集の仕方を勉強しながらニュースをつくるべきではないか。今の議会の広報についても、広報専門官からアドバイスをいただいているのかどうかかわからないが、せっかく広報官がおられるので、アドバイスをもらってはどうか。議員が参加するという事になれば、その議員の負担は大きくなるが、発信力としては非常に高まっていくのではないか。ただし、政局絡みになって、公正・公平に欠けるようなことにならないようにする必要がある。

(守屋議員) 市会だよりの紙面が多くなったが、文字数が多いので見づらいという指摘が議運理事会であった。その中で各会派から意見も出ており、今の形、議運理事会での改善で十分ではないかと思う。

(吉田謙治議員) 原則そのままでもいいのではないかと思う。

(金沢議員) よりよいものにするためには議員も入った編集体制をつくった方がいいのではないか。1つ前の市会だよりの中身で、かなり議運理事会で議論があったが、本来、議運理事会よりも何かそういう委員会をつくって、もっと積極的にやった方がいいのではないかと思う。

(かわなみ議員) 例えば広聴・広報検討委員会を設置して、よりよい広聴・広報の編集体制をとれないかと考えている。他都市の議会だよりを見ると、議員の方からこういうのはいいとか、ああいふのはいいという提案をして、つくり上げていくのが議会改革のあるべき姿だと思う。

(大野議員) 今の体制で公平な調査課に一生懸命やってもらおうと、調査課の努力に期待する。

(あわはら議員) 議会の広報が一番大事と思っており、確かに若干改善されてきているが、一般市民はほとんど議会ニュースを読んでいないと思う。やはり編集体制とか紙面の豊富さ、予算の問題もあるだろうが、もう少し議員も含めた編集体制にすべきではないか。本当はテレビやラジオも広報に活用できないのかという思いを持っている。そういう意味では、みんなの党さんが言われたように、広聴・広報検討委員会をつくって、それらも含めた検討をしたらどうかと思う。

(林議員) 議員が参画していくことは基本的にはいいとは思いますが、党派性の問題やそれぞれの主義主張もあるので、その辺をどうコントロールしていくのかという大きな課題が出てくるだろうと思う。特に広報などの情宣の問題は、コンテンツ、中身次第だし、そういう点では今の市会だよりは少し前進したと思っている。徐々にだが、議員の知恵を集めながら改善していくのだろうと。あと、ネットを使う広報の仕方であったり、広報専門官に議長インタビューをしていただくとか、常任委員長に聞くといった形で、議会にも入り込んでいただければ、広報の仕方も変わってくると思う。多種多様、コンテンツをどういうふうにしていくのかが勝負どころだと思う。

(北山議員) 紙面は大幅に改善されたと思っており、市民の評判も今回の市会だよりは非常にいい

という評価ももらっている。さらに一層努力してほしいというぐらいで、これ以上我々が中へ入ると、船頭多くしてということにならないかと危惧する。

(安井座長) この問題については、現在、議運理事会で検討されている状況であるので、検討委員会をつくることも含めて、議運理事会で精査をしていただくようお願いしたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑪市会施設を活用した講演会、討論会などの催事について

(崎元議員) 今の時点では必要ないのではないか。講演会や討論会の重要性は理解するが、現状どおり今のままでいいのではないかと思う。

(守屋議員) 現状でも非常に有効に使われているし、子ども議会も開催されたわけであり、現行どおりでいいと思う。

(吉田謙治議員) 趣旨は同じだが、議会に支障を来さない程度に、これまでもやってきていることなので、特段それでいいのではないかと思う。

(金沢議員) 現状どおりでよい。

(高山議員) せっかくの施設であるので、財産として有効に活用できる範囲でしていくべきだと思う。

(大野議員) できるならばいいことだと思う。現状どおりで。

(あわはら議員) 議会の運営に支障を来さないようであれば積極的に開催したらいいと思う。

(林議員) 結構なことだと思う。市民の財産だと思うので。

(北山議員) 今も既に使っており、必要なものでもっと使うべきものがあればどんどん使えばいいと、そういう程度で結構である。

(安井座長) 各会派が大勢において現状どおりでよいと、今後もできるだけ市民の財産として使用するということでまとめさせていただく。

⑫ケーブルテレビによる中継もしくは録画放映(本会議及び全委員会)について

(安井座長) 過去の議運でケーブルテレビによる中継については、既に本会議の代表質疑をインターネット録画放映していることもあり、その必要性はないが、ケーブルテレビ会社から申し出があれば検討していけばよいとの結論が出ている。こうしたことから、過去の議運の結論のとおりとしたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑬議事録の早期掲載(60日以内)について

(安井座長) できるだけ早くという意見が大勢である。これについては、過去の議運で議事録の会議録検索システム掲載までの期間短縮に努めることを決定しており、事務局に頑張ってもらいたいと思うがそれでよいか。

(「異議なし」の声あり)

⑭議会情報(議案の賛否等)の開示・共有について

(崎元議員) 議会だより等で会派の賛否が開示されているので、現状のままでいいのではないか。各個人の賛否までは必要ないのではないか。

(守屋議員) ホームページ上で公開されているので、会派の賛否を公表することでいいと思う。

(吉田謙治議員) 基本的には議員個々ということであれば、その都度、記名投票という制度もあるので、原則は現状のままでいいと思う。それぞれに会派としての賛否を表明しており、公表されているのでそれでいいと思う。

(松本のり子議員) 必要であると思う。予算や決算議案にとどまらず、すべての議案と請願・陳情などの賛否をきちんと開示すべきであると考えている。

(高山議員) 有権者は選挙で政党に投票しているわけではなくて、議員に投票しているので、投票した議員がどういう判断をしたのかを明らかにするよう努めるべきではないかと考える。

(大野議員) 現状のままでよい。

(あわはら議員) すべての議案に対して賛否を開示すべきだし、請願・陳情についても賛否を開示すべきだと思う。

(林議員) あわはら議員と全く同じ意見である。

(北山議員) 議員ごとの公開は当然のことであると思う。

(吉田謙治議員) 現在のシステムでも、例えば1人1人の議員の意思を示さなければいけないということであれば記名投票の制度もある。ところが実際には意見決定等で、起立や挙手といった形でやっている。しばらく立って一々確認するというのをすればいいのかもしれないが、現に記名投票を何回も経験しているわけで、そういうことが必要だという場合には今でもできる。個々の議員の判断ということは当然あるが、投票そのもののやり方を変えなければいけないという話になってくるので、その辺のところは現実的にどうなのかと考えると、現状のままで十分その必要性を担保することはできるのではないかと。

(事務局) 現在、市会だよりとホームページで賛否が公開されているのは、予算関連議案及び決算関連議案のみであり、全議案の賛否が公開されているわけではない。ただ、議事録や委員会記録を読めば、すべて会派の賛否が表明されているので、そういったことを通じて賛否はわかるようにはなっているが、それを一覧表にしているわけではない。

(あわはら議員) 共産党さんや住民投票さんも一緒だと思うが、すべての議案と請願・陳情の賛否は会派ごとでいいので公開してもらいたい。

(安井座長) 個人の賛否は。

(あわはら議員) 個人の話はその次の話であって、その前の段階の情報が全部公開されてないということを行っている。

(守屋議員) 自民党として別に公開を拒む必要は全くないが、技術的な問題等もあるだろうから、議運等を含めて話してもらえればいいのではないかと。

(吉田謙治議員) そのとおりで、公開すべきでないという話は当然ないわけで公開をしたらいいと思う。私どもの認識としては、議事録等でそれは明らかなので、さらに市民向けの広報サービスということで、現実には議会広報ということだと思うが、そこで一覧表をつくるのは別に構わないと思う。

(事務局) 全議案のホームページでの公開は容易である。一覧表を添付すれば済む話であるが、市会だよりということになると、議案数の問題がある。ホームページであれば対応はすぐにでも可能である。先ほど議運という話が出たが、要は会派の中で賛否が分かれた場合、その取り扱いについて、議運の中で他都市の例も参考にしながら決めていくということになると思う。

(安井座長) そういう方向でよいか。

(「異議なし」の声あり)

⑩電子投票制度の導入について

(安井座長) 必要ない、時期尚早という意見が大勢であるので、今回は見送りたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

4. 議会及び議員活動の在り方等

③免責条項について

(安井座長) 必要ないという意見や将来的な検討課題といった意見が大勢を占めており、今後の検討課題としたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

④出張時のグリーン車の廃止について

(松本のり子議員) 出張時のグリーン車は廃止すべきだと思う。

(崎元議員) 私たちの会派は現行でいいと、移動で疲れが残っては意味がないので、その分しっかりと視察に力を入れていくべきで、現行のままグリーン車を利用してもいいという意見である。

(守屋議員) 現行どおりで。

(吉田謙治議員) グリーン車は、ぜいたくというようなニュアンスがあるのだろうと思う。出張の内容等にもよると思うが、市民感覚からして別にグリーン車に乗らなくても行けるのではないかという意見が強いのであれば廃止しても構わないと思う。ただ、これも実質的な問題で、住民投票さんが書かれているような現実の対応でいいのではないかと思う。廃止すべきだという積極的な考え方があるわけではないが、そのところは議論の中で大勢がこうだということであればそれで構わない。

(松本のり子議員) 例えば東京出張にしても、のぞみは10分間隔ぐらいで出ており、指定席が満席でチケットが取れないということもなかなかない状況だろうと思う。今、指定席ではパソコンも使えるようにいすの下にコードもついており、幅も広くなるなど工夫もされている。これは昔に決まったことだと思うが、昔と今とでは新幹線の状況も変わっているので、廃止でもいいのではないか。指定席に座って、移動で疲れが残るということも余りない気もする。

(高山議員) 節約できるところは節約するときではないかと考える。

(大野議員) 議員の待遇は、副市長と同じような扱いでいいのではないか。議長が市長で、議員は副市長かなと思う。

(林議員) グリーン車がステータスのような言われ方をするが、そうでもないだろうし、チケットの手配の問題やまとまって移動するときの問題などいろいろあるので、ケース・バイ・ケースで考えればいいのではないか。体調が悪いからグリーン車に乗りたいたいということもあり得るかもしれないので、現行を維持しながら臨機応変に考えていけばいいと思う。

(あわはら議員) 今の時代、グリーン車である必要はない。グリーン車と一般席の格差があった時代でもなくなってきているので、あえてグリーン車でなくても指定席でもゆったりと目的地に行ける。

(北山議員) 私も含めて議員の皆さんは車中でも行き先のいろんな勉強をしていると思う。そういうことから考えて、現行どおりでいいと思う。

(安井座長) この件については将来的な検討課題ということで、座長として一度考えて皆さんにお諮りしたいと思う。

⑤海外交流窓口について(議会としての交流拡大やPR活動)

(崎元議員) 国際都市神戸として交流には意義がある。その国際交流が神戸市にとってどんなメリットがあるのか、市民に反映や還元することができるということを、もっと事務局や窓口というところで明確にすべきである。単なる親善交流だけではなく、PRしたり交流拡大するための窓口は必要だと考える。

(守屋議員) 議員連盟などで海外とも交流している。しかし、議会だけでそれを維持、交流拡大をすることは難しい点もある。当局も海外のいろんな窓口なりチャンネルを持っているので、そこと連携しながら今の状態をより発展させていくということを今後考えていきたいと思う。

(吉田謙治議員) 現状でも、正副議長が議会を代表して海外からのお客さんにお会いしていただいている。先ほどの海外出張制度の趣旨にも関係しているが、そういうことを積極的に進めていくときに、正副議長でやっていただくのも別に構わないが、議会で具体的に取組もうとしたときには、会派ごととか、議員連盟ごとというよりは、全体を調整する窓口が要るのではないかと。

(金沢議員) 現状でもいろいろ行われているので、拡大する必要はない。

(かわなみ議員) 新たに予算をつけて交流する必要はないと考える。

(大野議員) 現状どおりでよいのではないかと。

(あわはら議員) 行政も窓口を持っているので、そこと連携してということでもいいのではないかと。新たな予算をつけてという意味ではない。

(林議員) 本市はいろいろと姉妹都市提携をし、そういった中での海外交流の位置づけといったことを議会がチェックしながら、さらに進めるべきところは議会も応援しながら進めたらいいし、見直すべきところは見直していくべきだが、議会としての窓口の位置づけがよくわからない。

(北山議員) 海外交流窓口という趣旨がよく理解できない。神戸市は、たくさん窓口を持っていたが、今閉めてしまったところもたくさんある。そういうことからいえば、なかなか厳しいと思う。日韓議連、日華議連などいっぱいあり、議連を通じて議会は活動しているので、その議連の活動で十分事足りる。公式には正副議長が議会を代表して交流しているので、現状でいいのではないかと。

(安井座長) おおむね現状でいいのではないかとという意見である。この件に関しては、例えば日韓議連でも非常に積極的にやっていただいているし、日華議連でも新たな目的を持って動いていただいている。日中議連もそうである。ある意味では、海外の窓口として議連がその役割を果たして、姉妹都市提携の提案をしたり、政策的な提案をしていただいている。ただ、議会としてPRしたり、交流をさらに積極的に進めるために、そういう窓口というのは難しいとは思いますが、前向きに取り組むということで試案の中に入れながら検討していきたいと思うがそれでよいか。

(「異議なし」の声あり)

⑥議会棟内(議員食堂等)スペースの各会派への再配分について

(安井座長) これについては、昨年の交渉会派世話人会で議論され、議員食堂跡のスペースについては、会議室として会派内の会議や議員と来庁者との面会等のために使用することを決定しているので、当面そのような方向で様子を見るということでどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑦投票日と任期開始日とのずれの是正について

(安井座長) 是正すべきという意見が大勢であるが、どのように是正していくのかも踏まえて、引き続き検討していくということでまとめたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑨コスト削減・費用対効果の視点について

(安井座長) 当然コスト削減・費用対効果の視点に努めていくということしていきたいがどうか。

(「異議なし」の声あり)

⑩IT化の促進、ICTの利活用について

(安井座長) 進めることに反対はないので、可能なところから進めるということで事務局に検討さ

せたいと思うがどうか。

（「異議なし」の声あり）

5. その他

（**かわなみ議員**）前回、議員報酬と議員定数のことに関しては、今後検討していくということになっているが、先日、明石市議会が議員定数と議員報酬に関するアンケートを行った。私は前回、審議会をつくったらどうかと発言をしたが、市民がどう考えているかというアンケートをこの検討会でできないかということをご提案させていただきたい。明石市議会では、無作為で約3,000人に送られたと聞いている。神戸でも、例えば5,000人とか1万人とか、ある程度のボリュームでお聞きして、それをベースに議論を始めてもいいのではないかと思う。

（**安井座長**）この件については、議論の場を移して、本検討会ではこれ以上取り扱わないという結論を出していたと思う。ただ、せっかくみんなの党さんがそういう提案をされたので、意見があればお聞きしたい。

（**高山議員**）本検討会では取り扱わないということだが、そもそもこの検討会が公明党さんから市会運営委員会で発議をされた際、その場で私は供託を始めようと考えているという意思表示をした。それに対して民主党さんから議員報酬も含めて検討すればいいのではないかという声を受けて、この検討会が開催されてきた経緯があると思う。だから、議員報酬を含めて検討しようという確認をとったにもかかわらず、検討しないということになると、当初の意思表示とは変わってきているというふうにとらざるを得ない。市民の関心が高いのは定数や報酬であるので、この検討会でも何らかの行動をとる——後に送るということであれば、検討につながる何らかの材料をつくった上で次に送るということをしないと、検討会としては不十分ではないか。

（**守屋議員**）議員定数と報酬の件はしっかりと議論をさせていただいて、その中でみんなの党さんを含めて、その主張されている割合なり金額の根拠がないということで、座長から提案があったのではないか。議論がなかったのではなく、議論は終わったと認識している。

（**かわなみ議員**）議論が終わったのではなく、この前の終わり方は、何か提案があれば6月までにしてくださいと、たしかそういう終わり方だったと思う。これはやはり避けて通れない問題だと思う。削減額・割合の根拠を出せと言われるのなら、今の議員報酬の根拠も出してほしい。それもすべてフラットに見た上で市民からアンケートをとり、市民がどう考えているのかを参考にして、そこから話し合いを持ってもいいのではないか。場づくりをするべきではないかということで、アンケートの実施を提案したわけである。

（**吉田謙治議員**）議員報酬や定数の議論をしないと言っているのではなくて、議会基本条例を検討・策定する中で、まず議会の仕事なり状況を、もっと市民に理解していただきたい、お伝えしたいという中で、どういうふうに議会改革をしていくかと。それを市民に示した上で、私たちの報酬なり定数が妥当かどうかを市民に問いかけてほしいということである。明石で実施されたアンケート調査の経緯はよく知らないが、市民が何も知らない、わかっただけでない状態でアンケート調査したらどうなるか。明石のアンケート調査の結果を見ると、多過ぎるのではないかという意見がやはり多い。何をもち多過ぎるとか妥当なのかということがよくわからない状態でアンケート調査をしてしまうと、単なる印象で議員報酬や定数が決まってしまう。間接民主主義をとっている中で、市民のいろんな意見や要望を市政に反映しなければいけないが、我々が独自にやっているのではなくて、片一方に首長がいる。首長との対抗上、我々の力を現実に減じてしまうという状態ではバランスを欠いてしまうため議会改革をしなければいけないわけで、まずそれを示さないと、事前の情

報もなく、ただ単にアンケート調査をして、その結果をひとつの参考にとられるが、何の参考にするのかがよくわからない。我々がまずすべきことは、議員として市民の信託にこたえられるように、どう改善していくのが第1の課題なので、それをきちんとした上で、報酬や定数の議論をするべきである。そういう意味では報酬や定数は条例が違うので、議会基本条例を含めて検討していくこの場で議論して決めるということではないと座長が言われている点は理解している。そもそも、白紙の状態で議論しましょうと、だから、あらかじめ何割カットと決めないでくださいと。何割カットと決められてしまうと、そこから議論がスタートというふうに、我々に押しつけてくる話になる。皆さんも議会の議員の一員である。これから一緒になって同じ土俵で議論しようと言っているのに、供託していると、市民に見えはいいかもしれないが、我々としては大変迷惑である。しかし、それも飲んで、この場で一緒にしましょうという話をしている。したがって、3割カットありきだったら議論する必要はないし、報酬カットを主張するのなら、そういうふうにやられたらいい。全員でこういうふうにしよと言うのなら、まずそれを撤回していただかないと、一緒に議論の場で話ができない。確かに提案してくださいと言ったが、時期も言った、これが終わったころにと。6月をめどに終わるのだから、次に議員定数や報酬を議論するのなら、その時点で根拠を示して提案内容を出してくださいと言っており、きょう出されても困る。これは議論の原則だが、変えるのなら変える理由を示すのが当たり前で、現状の根拠を出せというのは、議論としてはルール違反である。我々はまだ現段階では変えるとも変えないとも何も話をしていない。くどいようだが、議会として市民に向かって、首長を相手にしながら、どう議会として頑張って活動していくか、市民に本当によくやっていると思われるような議会にすることがまず第1である。そのところをきちんと理解していただいて、この場ではまずやれることをした上で、報酬や定数の話をしましょうということである。

(かわなみ議員) 今の話だと、議会が6月から変わるから、それから報酬の話をしたらいいのではないかと、そうとれたのだが、私たちが今していることに対して市民にアンケートをとればいいのではないか。それ自体は何の不条理なことでもなくて、市民の広い意見をお聞きすることがあってもいいと思う。仕事量によって議員の報酬が変わるとは思っていないので、それだったら、今までの積み上げはあるわけだから、それを一回フラットにアンケート調査をしてみて、市民がどう考えているのかをベースにすることは必要なことではないかと思う。

(吉田謙治議員) その考えをまず市民に聞かれたらどうか。仕事量に応じて報酬というのは関係ないと私たちは思っているが、市民の皆さんどうかと。例えばどんなアンケート調査をされるのか。行政のパブリックコメントのとり方をもう1度勉強してほしいと思う。例えば敬老パスをもう1度無料化にすべきかどうかを単純にどちらがいいかと聞くようなパブリックコメントはあってはならないわけである。当然ながら、いろいろ資料も材料も提供して市民から意見を伺うというのがパブリックコメントのあり方で、単なるアンケート調査で、今の神戸市会議員の議員報酬は多いと思うか、少ないと思うか、妥当と思うかの3択でアンケート調査をして、一体全体そこに――市民の単純素朴な意見かもしれないが――何の参考になるのか。市民の意見を聞くということは、きちんと情報提供をした上で――議員報酬は、何を基準にというのは非常に難しい問題だから、あわはら議員は会津若松市議会はこうしているということを言われているわけで、それは意見として別に仕事のボリュームで報酬は決まらないという考えも否定はしないが、そうなら会津若松市議会がしたこととは間違っていたということか。その部分だけでも、いろいろ議論があり、それを今ここでやっていたら――私たちがしなければいけないのは、議会をどう改革していくかということであって、決

して議員報酬は関係ないとは言わないが、我々がどうすれば首長と対抗しながら市民の生活を守っていけるのか、そのための議会をつくるために時間をかけて知恵を絞って検討しているわけである。

(大野議員) 今は報酬の議論をテーブルに乗せないでおこうということになっている。だから、あえてこの発言をしたら、ひんしゆくを買うかもしれないが、みんなの党さんが言っているカットと、報酬のテーブルは全然別だと思う。市会議員をやっていくのはあくまで今の報酬、いわゆる副市長と同じクラスの報酬という観念の中で人材が集まってきている。だから、この報酬ありきで私たちは市会議員として仕事ができる。この報酬に見合うだけの仕事を私たちは望まれているというのが、今の報酬である。あなたの言っているカットは——私たちは震災の後カットした。あのとき市長は8%か6%カットして、担当者に至るまで3年間ほどカットした。今、大阪市が言っているのは4%から18%カット、2年間カットだと。これは全然違う要素で、財政が非常に厳しいから議員も率先垂範して当局の人も苦しいからカットしようという議論である。あくまで本俸の決められた報酬のカットについては、この場では議論をする必要はないと。カットについては、いわゆる財政が困難になった、何か苦しい事情があったというときにはあるだろうし、その辺の整理をしてというのが1つ。それと、議員の報酬を何も知らない市民に、この報酬は高いか、安いかというアンケートをとることは愚の骨頂である。高いと言うに決まっている。当たり前のことである。そういうレベルの話ではない。もっと掘り下げて、しっかりとした議論をしないといけない。

(高山議員) とにかく懸念をしているのでこの発言をしている。最初に議員報酬を含めて検討しようということで検討会が始まった。それぞれの会派がそれぞれの考え方を毎回出して、報酬に関しても見解を出したと私は理解している。その見解に対して根拠が薄弱だと、これは検討ではないと思う。検討というのは、みんなで同じ物差し、指標を持った上で、議論するのが検討だと思う。今の状況は、見解を出し合っただけで検討をしていない状況だと思う。検討せずに、それを次の場へ送ってしまうというのであれば、せつかくのこの改革検討会でいろいろやってきたが、画竜点睛を欠くというか、そこに何らかのアクションをしないと、この検討会に対して市民の理解は得られないのではないかな。

(安達議員) 自分の会派の思いと違う結論というか、途中経過だが、それでもって検討していないという判断はおかしいと思う。検討を全くしていないような言い方をされたので、それは違うのではないかな。たくさん項目があり、我々もこれは違うと思っている部分はある。しかし、それは検討しなかったのではなくて、一応皆さんの総意というふうになっている。自分たちの思いと違うから検討をしていないということではないと思う。

(あわはら議員) 議会基本条例をつくることでは一致して、これからその議論に入っていくと思う。ただ、報酬のあり方については、先ほども高山議員が物差しというふうに言われたが、やはり物差しを考えないといけないと思う。今の報酬にも基準になっているものはあると思う。いろんな考え方があるので、きちんと1回議論したらいいと思う。その議論の上で今の報酬が高いのか低いのか、その中で市民意見も入れて最終的にどう判断をするのかという場合は、つくるべきだと思う。ただ、座長が言われるように、ここでその議論をするのかと、この場は終わったと。ただ、議会全体としては、その場所は必ずつくりたいと聞きたいと思う。それは座長も否定されていないので、その場をつくるために努力していただくということを座長に明言していただければいいのではないかな。

(安井座長) 当検討会は、首長に対して議会がどうあるべきか、その中で会期の問題、議員定数の問題、報酬の問題、PRの問題などいろいろあり、定数・報酬の問題を取り上げなかったのではなく、提案いただいた中で2回にわたって審議したが、結論としては、他の機関で検討するという形

で、当検討会ではこの問題は取り扱わないということであり、議会全体として議論しないということではないのでご理解いただきたい。